

防衛省訓令第317号

陸上自衛隊又は海上自衛隊の船舶の区分等及び名称等を付与する標準を定める訓令を次のように定める。

令和6年10月28日

防衛大臣 中谷 元

陸上自衛隊又は海上自衛隊の船舶の区分等及び名称等を付与する標準を定める訓令

(目的)

第1条 この訓令は、陸上自衛隊又は海上自衛隊の船舶の区分、分類、種別及び記号（以下「区分等」という。）並びに建造番号、番号及び名称（以下「名称等」という。）を付与する標準を定めることを目的とする。

(船舶の区分等)

第2条 陸上自衛隊又は海上自衛隊の船舶を自衛艦と支援船とに区分し、その分類、種別及び記号は、別表第1のとおりとする。

(船舶の名称等)

第3条 自衛艦の名称等を付与する標準は、別表第2の

とおりとする。

- 2 支援船の名称等を付与する標準は、別表第3のとおりとする。

（船舶の種別及び記号の決定並びに建造番号、番号及び名称の付与）

第4条 自衛艦の種別及び記号の決定並びに建造番号の付与は、自衛艦の製造に当たり要求性能決定のときに、番号及び名称の付与は、当該自衛艦が進水するときに、それぞれ防衛大臣が行うものとする。ただし、やむを得ない事由により、要求性能決定のときに自衛艦の記号の決定及び建造番号の付与が困難であると認める場合には、その事由が消滅した後速やかに行うものとする。

- 2 支援船の種別及び記号の決定並びに建造番号の付与は、支援船の製造にあたり要求性能決定のときに、番号及び名称の付与は、当該支援船が進水するときに、陸上自衛隊の支援船については陸上幕僚長が、海上自衛隊の支援船については海上幕僚長がそれぞれ行うも

のとする。

（新造船隻以外の種別及び記号の決定並びに番号及び名称の付与）

第5条 新造船隻以外の船隻で、新たに陸上自衛隊又は海上自衛隊の所属となったものの種別及び記号の決定並びに番号及び名称の付与は、これを取得したときに、自衛艦については防衛大臣が、陸上自衛隊の支援船については陸上幕僚長が、海上自衛隊の支援船については海上幕僚長がそれぞれ行うものとする。

（名称の継続使用）

第6条 自衛艦又は支援船が、その区分、分類、種別、記号又は番号を変更する必要がある場合は、自衛艦については防衛大臣が、陸上自衛隊の支援船については陸上幕僚長が、海上自衛隊の支援船については海上幕僚長がそれぞれ行ったうえで、第3条の規定にかかわらず従前の名称（種別に番号を付して名称とするものを除く。）を使用することができる。

（防衛大臣への報告）

第 7 条 陸上幕僚長又は海上幕僚長は、第 4 条から前条までの規定に基づき、支援船の種別及び記号を定めたとき、又は名称等を付与したときは、遅滞なく防衛大臣に報告するものとする。

附 則

- 1 この訓令は、令和 6 年 1 0 月 2 8 日から施行する。
- 2 海上自衛隊の使用する船舶の区分等及び名称等を定める標準に関する訓令（昭和 3 5 年海上自衛隊訓令第 3 0 号）は、廃止する。
- 3 この訓令の施行の際、これまで防衛大臣又は海上幕僚長が決定及び付与してきた船舶の区分等及び名称等は、除籍までの間、なお従前の例による。

別表第 1（第 2 条関係）

船舶の区分等

（自衛艦）

分 類		種 別	記 号
大 分 類	中 分 類		
警 備 艦	機動艦艇	護 衛 艦	DD、DDG、DDH、CVM、CG、DE、FFM
		潜 水 艦	SS
	機雷艦艇	掃 海 艦	MSO
		掃 海 艇	MSC
		掃 海 母 艦	MST
	哨戒艦艇	ミ サ イ ル 艇	PG
		哨 戒 艦	OPV
	輸送艦艇	輸 送 艦	LST、LSV、LCU
		輸 送 艇	MSV
		エアクッション艇	LCAC
補 助 艦	補助艦艇	練 習 艦	TV
		練 習 潜 水 艦	TSS
		訓 練 支 援 艦	ATS
		多 用 途 支 援 艦	AMS
		海 洋 観 測 艦	AGS
		音 響 測 定 艦	AOS
		砕 氷 艦	AGB
		敷 設 艦	ARC
		潜 水 艦 救 難 艦	ASR
		試 験 艦	ASE
		試 験 潜 水 艦	SSE
		補 給 艦	AOE
		特 務 艇	ASY

(支援船)

分 類	種 別	記 号
第 1 種	え い 船	Y T
	水 船	Y W
	油 船	Y O、Y G
	廃 油 船	Y B
	運 貨 船	Y L
	起 重 機 船	Y C
	交 通 船	Y F
	消 防 船	Y E
	設 標 ・ 救 難 船	Y R
	設 標 船	Y V
	清 掃 船	Y S
	作 業 船	Y D
第 2 種	油 槽 船	Y O T
	水中処分母船	Y D T
	練 習 船	Y T E
	敷 設 船	Y A L
	特 務 船	Y A S
第 3 種	機 動 船	B
	カ ッ タ ー	C
	伝 馬 船	T
	ヨ ッ ト	Y
第 4 種	保 管 船	Y A C
第 5 種	特 別 機 動 船	S B

別表第2（第3条関係）

自衛艦の名称等を付与する標準

種 別	記 号	建造番号	番 号	名 称	
護 衛 艦	DD	1601から	101から	天象・気象、山岳、河川、 地方の名	
	DDG		161から		
	DDH		181から		
	CVM				
	CG	1901から	191から		
	DE	1201から	201から		
	FFM	1301から	1から		
潜 水 艦	SS	8001から	501から	海象、水中動物の名、ずい祥動物の名	
掃 海 艦	MSO	201から	301から	島の名、海峡（水道・瀬戸を含む。）の名	
掃 海 艇	MSC	301から	601から		
掃 海 母 艦	MST	462から	461から		
ミ サ イ ル 艇	PG	821から	821から	鳥の名、木の名、草の名	
哨 戒 艦	OPV	701から	901から		
輸 送 艦	LST	4101から	4001から	半島（岬を含む。）の名、 太陽に関する天象・気象 の名	
	LSV	4151から	4101から		
	LCU	4171から	4151から		
輸 送 艇	MSV	2051から	2051から		
エアクッション艇	LCAC		2101から	種別に番号を付したもの	
練 習 艦	TV	3501から	3501から	名所旧跡の名	
練習潜水艦	TSS		3601から		
訓練支援艦	ATS	4201から	4201から		
多用途支援艦	AMS	4301から	4301から		
海洋観測艦	AGS	5101から	5101から		
音響測定艦	AOS	5201から	5201から		
砕 氷 艦	AGB	5001から	5001から		
敷 設 艦	ARC	1001から	481から		
潜水艦救難艦	ASR	1101から	401から		
試 験 艦	ASE	6101から	6101から		
試験潜水艦	SSE		6201から		

補給艦	A O E	4011から	421から	
特務艇	A S Y	91から	91から	

(注) この表の名称欄に掲げる名称は、当該名称にちなむもの又は準ずるものを
含むものとする。

別表第3（第3条関係）

支援船の名称等を付与する標準

分 類	種 別	記 号	建 造 番 号 ・ 番 号	名 称
第1種	え い 船	Y T	01から	種別に番号を付したもの
	水 船	Y W	有機力船は01から	同 上
			無機力船は101から	
	油 船	Y O	有機力船は01から	同 上
			無機力船は101から	
		Y G	201から	
	廃 油 船	Y B	有機力船は01から	同 上
			無機力船は101から	
	運 貨 船	Y L	有機力船は01から	同 上
			無機力船は101から	
	起 重 機 船	Y C	有機力船は01から	同 上
			無機力船は101から	
	交 通 船	Y F	内火艇は1001から	同 上
			内火ランチは2001から	
第2種	消 防 船	Y E	01から	同 上
	設 標 ・ 救 難 船	Y R	01から	同 上
	設 標 船	Y V	01から	同 上
	清 掃 船	Y S	01から	同 上
	作 業 船	Y D	01から	同 上
第3種	油 槽 船	Y O T	01から	同 上
	水 中 処 分 母 船	Y D T	01から	同 上
	練 習 船	Y T E	01から	同 上
	敷 設 船	Y A L	01から	同 上
	特 務 船	Y A S	01から	同 上
第4種	機 動 船	B	4001から	同 上
	カ ッ タ ー	C	5001から	同 上
	伝 馬 船	T	6001から	同 上
	ヨ ッ ト	Y	7001から	同 上
第5種	保 管 船	Y A C	01から	同 上
第6種	特 別 機 動 船	S B	01から	同 上